

安全対策連絡協議会

平成30年9月13日
在ハンブルク日本国総領事館

1 一般犯罪情勢について

- (1) 2017年にドイツでは576万1984件の犯罪が発生しましたが、窃盗犯が全体の約36.3%を占め、その発生件数は209万2994件にのぼります。これは、2017年の日本の犯罪発生件数の2倍以上、窃盗犯発生件数の3倍以上に当たり、ドイツでいかに盗難に注意しなければならないかを指し示しています。

	ドイツ	日本
犯罪発生件数	576万1984件 (刑法犯+特別法犯)	91万5042件 (刑法犯)
窃盗犯	209万2994件	65万5498件

表1 日独の犯罪発生状況の比較 (2017年)

- (2) 本年に入ってから、邦人の「すり」、「置引き」等の盗難被害が発生しています。こうした被害に遭わないためにも、常日頃から高い防犯意識を持ち、犯人に犯行の機会を与えないように心がけてください。

- 必要以上の多額の現金や高価な貴重品を持ち歩かない。
- 不用意に人前で財布や現金を取り出さない。
- ATMで現金を引き出す時は、暗証番号や現金を盗み見られないように周囲の状況に細心の注意を払う。
- 鞆や荷物から目を離さない。また、鞆や荷物は目の行き届くように体の前側に携帯する。
- 路上、駅、電車等で見知らぬ外国人が話しかけてきたり、近づいてきた場合には、「すり」に警戒する。

- (3) 日照時間が短くなると、夕刻の室内灯の点灯状況で留守宅の判別が容易になってしまうため、特に「空き巣」に注意する必要があります。

- 留守であることを悟られないように、室内灯やテレビをつけておく（長期間不在にするときは、タイマーコンセント等を活用して、室内灯を点消灯させると効果が高い）。
- 長期間不在にするときは、郵便受けに郵便がたまらないように隣人に回収を依頼する。

- (4) 万が一被害に遭った場合には、速やかに以下の対応をとってください。

- クレジットカードやキャッシュカード等の使用停止手続を行う。
- 警察に通報し、被害の届出を行う。
- 在ハンブルク日本国総領事館に被害状況を連絡し、旅券等の再発給手続きや被害拡大防止のための案内を受ける。

2 交通事故情勢について

- (1) 2017年にドイツでは30万2656件(死者3180人)の交通事故が発生しました。当館管轄州では、ハンブルク州で7572件(死者28人)、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州で1万2528件(死者100人)、ブレーメン州で3241件(死者13人)、ニーダーザクセン州で3万2879件(死者405人)の交通事故が発生しています。

	ドイツ	日本
交通事故件数	30万2656件	47万2165件
死者数 (30日以内死者数)	3180人	4431人
負傷者数	39万312人	58万850人

表2 日独の交通事故発生状況の比較(2017年)

- (2) 9月以降は日照時間が短くなってきますが、日没前後の時間帯は、ドライバーの視界が悪くなりますので、交通事故に十分注意してください。

3 テロ情勢について

- (1) 本年に入って欧州で発生した主なテロ事件は5件で、2017年と比べて減少しています。しかしながら、ドイツでは「ベルリンハーフマラソン大会を標的とした犯罪計画事件(4月)」や「ケルンにおけるリシン製造事件(6月)」「ベルリンにおける爆発物使用テロ準備容疑事件(8月)」等のテロ関連事件が摘発されており、引き続き、テロに対する警戒が必要です。

番号	事件概要
1	フランス: カルカソンヌにおけるスーパーマーケット銃乱射・人質殺害事件(3月23日)
2	フランス: パリ・オペラ座付近における通行人刃物襲撃事件(5月12日)
3	ベルギー: リエージュにおける警察官等襲撃テロ事件(5月29日)
4	英国: ロンドン・国会議事堂における車両突入事件(8月14日)
5	オランダ: アムステルダム中央駅における米観光客刃物襲撃事件(8月31日)

表3 2018年の欧州における主なテロの発生状況

- (2) テロの発生を予測することは困難ですが、普段の心がけや心構えによって、テロに巻き込まれるリスクを軽減し、万が一テロに巻き込まれた場合でも被害を最小限に抑えることができます。

- 外務省海外安全ホームページや渡航先の大使館・総領事館のホームページから渡航先の安全情報を収集し、テロの危険のある国・場所・期間・時間等を避けて行動する。
- テロの標的となりやすい場所を理解する(記念日等のイベント会場、観光施設、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケットなど人が多く集まる施設。教会やモスク等の宗教関連施設、公共交通機関や軍・警察等の政府関係施設等)。
- 渡航先で不測の事態が発生した場合に、最新情報の入手が可能となるように、在留届の提出または「たびレジ」の登録を必ず実施する。